

予防カフェ 会則

(名称)	
第 1 条	この会は、「予防カフェ」という
(事務所)	
第 2 条	この会の事務所は、大分市松が丘 4 丁目 1 2 ー 1 に置く
(目的)	
第 3 条	この会は、予防に関する知識の享受とトレーニング、もしもの時の応急手当トレーニング、防災、就活相談、これからも自分らしく生きていくための人生会議の普及活動、認知症、防災に対する知識や理解の普及活動をし、安心して暮らせる地域作りを目的とする
(事業)	
第 4 条	この会は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う (1) 認知症予防のためのトレーニング (2) もしもの時の応急手当講習、防災準備 (3) 終活相談、人生会議の普及活動 (4) 認知症に関する情報交換や教育の場となるための、認知症や高齢者、関心のある方々に勉強会の実地 (5) その他この会の目的の達成に必要な事業
(会員)	
第 5 条	会員は、当会の目的・活動内容を理解し賛同するもので、所定の手続きを得たものとする
(脱会)	
第 6 条	会員は所定の手続きをとり任意に脱会することができる 2、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、脱会したものとみなす (1) 本人が死亡したとき (2) 会則に反し、本会の名誉を傷つけた場合、総会の議決により助命になったとき
(役員)	
第 7 条	この会に次の役員を置く 会長1名、副会長1名、監事1名
第 8 条	役員は総会で選任する。任期は1年とし再任は妨げない。権限、責務等は総会で定める
(職務)	
第 9 条	会長はこの会を代表し、その業務を総括する 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき、または、欠席の場合はその職務を代行する 監事は会の業務及び財産の状況を監査する。役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しないときは総会を招集できる
(解任)	
第 1 0 条	役員が本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合に限り、役員会及び議決によりこれを解任できる
(機関・議決)	
第 1 1 条	この会の議決を行う機関として総会及び役員会を置く 総会は会員で構成し、会員そうするの 1 / 2 以上の出席をもって成立し、多数をもって議事を決する 総会は会長が招集するものとし、毎年 1 回以上開催し次の事項を決する (1) 年度事業計画及び予算 (2) 年度事業報告及び決算の承認 (3) 役員を選任 (4) 本会の解散、合併に関する事項 (5) 会員の除名に関する事項 (6) その他、本会の運営に関する重要事項 役員会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し施行する。議長は会長が選任される。議長は役員会の議長である。議長は役員会の議長である。議長は役員会の議長である。 役員会は役員会の 1 / 2 以上の出席を持って成立し、多数決を持って議事を決する
(財産の管理)	
第 1 2 条	この会の会計処理及び管理方法は役員会で定める
(事業年度)	
第 1 3 条	この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする
(事務局)	
第 1 4 条	この会の事務を処理するため、事務局を置く
(会則の改正)	
第 1 5 条	会則の改正は総会において会員の 2 / 3 以上の賛成を持って決する
(細則)	
第 1 6 条	この会則に定のない事項及び会則の実施に必要な細則は、役員会が定める
(附則)	
第 1 7 条	この会則は、2018年9月13日から施行する